

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針

(平成28年4月1日改正)

大 阪 府

目 次

はじめに	1
第1章 大阪農業の現状	
1 農家戸数	2
2 農家所得	2
3 耕地面積	3
4 農業者等による農作業受託	3
5 生産状況	4
6 担い手	7
第2章 基本方針	
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	10
1 基本方向	10
2 農業経営基盤強化の方針	11
3 農業構造の展望	11
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	12
1 営農類型ごとの経営規模の指標	12
個別経営体営農類型	15
組織経営体営農類型	20
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	21
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	22
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	22
第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	23
1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	23
2 その他農業経営基盤強化に関する事業の実施についての基本的事項	24
3 府域で農地中間管理機構の事業の特例を行う法人に関する事項	24
4 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項	24
第3章 推進のために	
1 大阪府	24
2 市町村	25
3 関係機関及び団体	25

はじめに

本府農業は、都市化の進展の中で、大消費地を近くに控えた立地の優位性を活かし、施設栽培などの高度に集約化された農業が築かれている。

しかし、一方で都市化の進展は、農地の減少やスプロール化を進め、生産環境の悪化等の問題を生じさせているほか、全国的な問題である後継者不足、担い手の高齢化が深刻になっており、農業生産基盤の整備と効率的な土地利用、担い手の育成が重要な課題となっている。

このように数多くの課題を抱えた本府農業であるが、府民の食生活を支え、都市の「みどり」として大きな役割を果たしており、府民参画による魅力ある都市農業の確立が望まれる中、本府は平成20年4月に大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例を施行して、都市農業の担い手を育成・確保し、農空間を保全・活用し、農産物の安全性を確保することで、府民の健康的で快適な暮らしの実現及び安全で活気と魅力に満ちたまちづくりの推進を図っているところである。

本基本方針は、大阪府における効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、農業経営基盤の強化の促進にかかる施策を示すものである。

なお、本基本方針は、農業経営基盤強化促進法第5条第1項に基づくものであり、目標はおおむね10年後（平成35年）としている。

また、本基本方針は、農業経営基盤強化促進法第6条1項に基づき市町村が策定する「農業経営基盤強化促進に関する基本構想」の指針となるものである。

第1章 大阪農業の現状

1 農家戸数

総農家数は、漸減傾向にある反面、販売農家に占める専業農家の割合は増加傾向にある。平成17年では22.1%となっている。

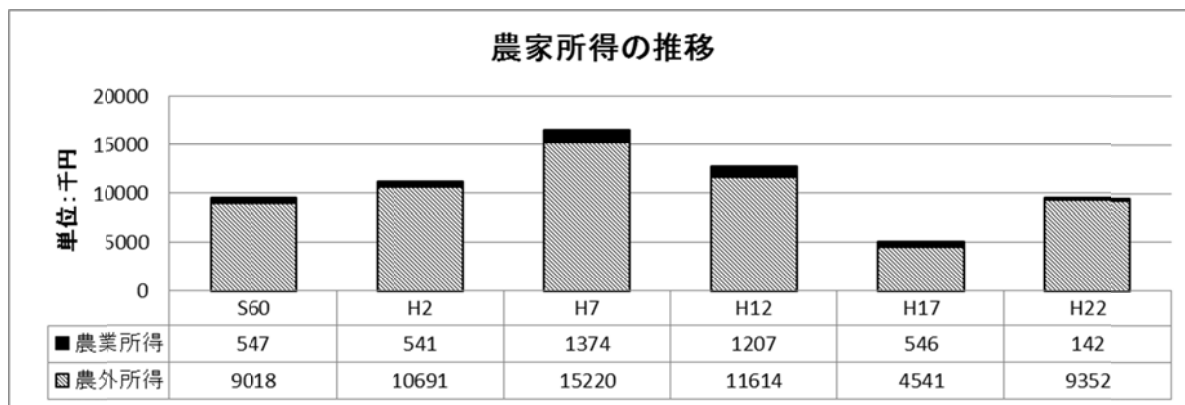
(単位：戸 ()内は%)

年次	農家総数	販売農家数	専業農家数	兼業農家数		自給的農家数	
				第1種兼業	第2種兼業		
平成5年	37,570	19,000 (100.0)	2,140 (11.2)	16,870 (88.8)	1,770 (9.3)	15,100 (79.5)	18,570
平成10年	32,430	16,620 (100.0)	2,120 (12.8)	14,500 (87.2)	2,320 (13.9)	12,180 (73.3)	15,810
平成15年	28,700	13,840 (100.0)	2,110 (12.0)	11,730 (88.0)	1,370 (7.7)	10,360 (72.3)	14,860
平成17年	27,893	11,752 (100.0)	2,600 (22.1)	9,152 (77.9)	1,515 (12.9)	7,637 (65.0)	16,141
平成22年	26,360	10,497 (100.0)	2,803 (26.7)	7,694 (73.3)	888 (8.5)	6,806 (64.8)	15,863

(2010年農林業センサス)

2 農家所得

農家所得は、昭和60年に約956万円であったものが、平成7年には約1,659万円まで増加した。しかし、その後は減少に転じており、直近の平成22年には景気の低迷や農業経営費の高騰等により約949万円に減少している。



(2010年農林業センサス)

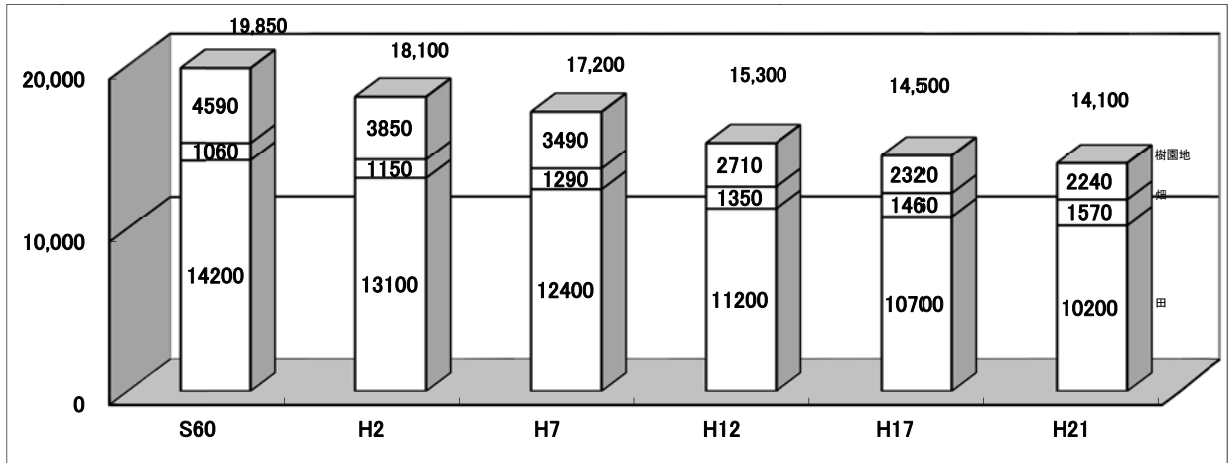
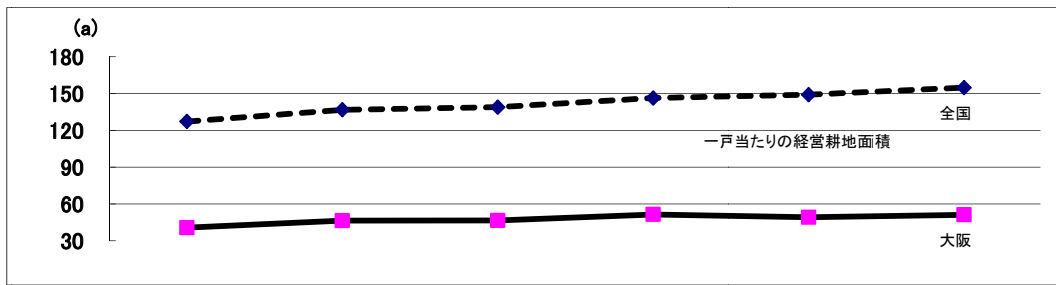
3 耕地面積

耕地面積は、高度経済成長期以降、一貫して減少基調にある。昭和60年以降、減少傾向は鈍化している。

平成21年現在で約14,100haで、平成11年の約15,600haと比較すると、約9%減となっている。

また、農家1戸当たりの平均耕地面積は52aで、全国平均の約32%にとどまっている。

○大阪府の耕地面積及び平均耕地面積の推移



4 農業者等による農作業受託

府内において受委託作業は面積こそ低い水準であるが、作付面積全体に占める割合は年々増加傾向にある。

平成22年の水稲請負面積のうち「田植」は約215haであり、水稲作付け面積5,820haの約3.7%を占めている。平成2年と比較すると、面積で約2.1倍となっている。

○水稲作業別請け負い面積

(単位：ha)

	水稲作付面積	部 分 作 業 名					
		育苗	耕起・代かき	田植	防除	稲刈り・脱穀	乾燥・調製
平成2年	8,480	69	51	103	9	88	71
平成7年	7,800	55	37	71	5	117	99
平成12年	6,690	68	62	121	9	161	134
平成17年	6,310	1,061	69	142	7	291	603
平成22年	5,820	1,277	130	215	10	369	728

作付面積調査、世界農林業センサス

5 生産状況

農業産出額は、平成24年で約344億円と、平成5年の約6割の水準となっている。

・野菜

農業産出額の中では、野菜の占める割合が大きく、全体の約45%を占めており、大阪農業の特徴の一つである。

たまねぎなどの重量野菜が減少し、軽量なしゅんぎくやこまつななどの軟弱野菜の占める割合が一段と増加している。

・果実

農業産出額は、平成5年の約6割の水準となっている。

施設栽培の占める割合も大きい近年、栽培面積が減少している。

その一方、生産額は横ばいであり、高品質化が進んでいる。

・花き

また、消費生活の変化による花の消費の伸びにともない、洋ラン、花壇苗など、多様な花の生産が行われている。近年、生産量は増加しているが、景気の低迷等により価格が下がる傾向にあり産出額は伸び悩んでいる。

・米・畜産

米・畜産については減少傾向にある。

○農業産出額（平成24年）

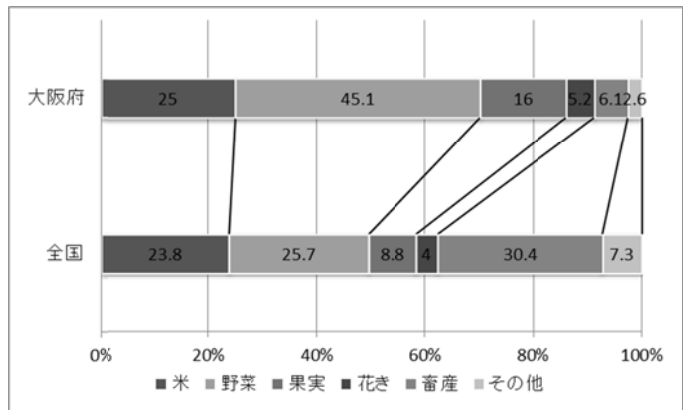
（百万円）

年次	農業産出額	米	野菜	果実	花き (苗木含む)	(耕種計)	畜産
S60	62,217 (100.0)	13,709 (22.0)	21,338 (34.3)	8,220 (13.2)	3,321 (5.3)	47,229 (75.9)	14,988 (24.1)
H5	54,127 (100.0)	10,712 (19.8)	22,774 (42.1)	8,730 (16.1)	3,345 (6.2)	47,440 (87.6)	6,687 (12.4)
H10	42,415 (100.0)	8,171 (19.3)	18,049 (42.6)	6,676 (15.7)	4,373 (10.3)	37,759 (89.0)	4,656 (11.0)
H15	36,200 (100.0)	8,300 (23.0)	15,600 (43.1)	5,200 (14.4)	3,200 (8.8)	32,900 (90.9)	3,300 (9.1)
H20	32,900 (100.0)	7,200 (21.9)	14,300 (43.5)	5,600 (17.2)	2,200 (6.7)	30,300 (92.1)	2,600 (7.9)
H24	34,400 (100.0)	8,600 (25.0)	15,500 (45.1)	5,500 (16.0)	1,800 (5.2)	32,300 (93.9)	2,100 (6.1)

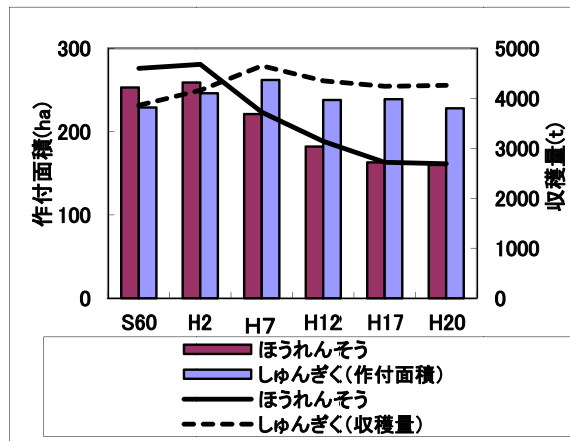
(注) () 内は構成比(%)

農林水産省「生産農業所得統計」(平成24年度)

○平成24年農業産出額の構成比



○大阪府内のほうれんそう、しゅんぎくの作付面積と収穫量



大阪農業を全国、近畿での位置付けで見ると、農業産出額は、全国の約0.4%、近畿の約7%となっている。

○農業産出額（平成24年）

（単位 億円）

全 国	86,106
近 畿	4,709
大 阪 府	344
大阪府／全国(%)	0.4

大阪農林水産統計年報(近畿農政局大阪農政事務所編)より

また、大阪経済における位置付けは、農林水産業全体で見ても、生産額は大阪府内全産業の生産額の約0.1%に留まっている。

○大阪経済での位置付け（平成22年度）

（構成比%）

	経済活動別県内総生産額（億円）		大阪府の産業別 就業人口（人）
	全 国	大 阪 府	
第1次産業	52,440（1.1）	384（0.1）	22,861（0.6）
第2次産業	1,159,700（23.5）	67,382（18.7）	1,034,592（26.8）
第3次産業	3,723,921（75.4）	292,458（81.2）	2,796,504（72.6）

平成22年度 県民経済計算（内閣府経済社会総合研究所）

平成17年国勢調査（総務省統計局）

大阪農業は、小さな産業規模ではあるが、府民の農畜産物の需要量に占める割合で見ると、その生産量は少なからぬ量を担っており、野菜では概ね約8%の需要を満たしている。

○府内の主要農畜産物の生産量と府民需要に対する供給率

（単位 千トン %）

	需要量(A)	生産量(B)	供給率(B)/(A)
米	532	30.7	5.8
野 菜	819	67.5	8.2
果 実	357	22.0	6.2
牛 乳	302	15.4	5.1
鶏 卵	148	2.1	1.4
食 肉	244	2.0	0.8

(注) 1 数値は平成19年度のもの

2 生産量は大阪農林水産統計年報(近畿農政局大阪農政事務所編)より

3 需要量は1人当たり年間供給量×総人口により推計したもの

1人年間供給量は農林水産省「食料需給表」による

米 61.4kg 野菜 94.5kg 果実 41.2kg

牛乳 34.9kg 鶏卵 17.1kg 食肉 28.2kg

人口は8,665千人(平成19年3月31日現在)

さらに、生産地が市場に近いことから、従来から軟弱野菜等の生産が盛んで、これらの農産物では、全国有数の産地であるものも少なくない。しゅんぎくは全国第2位の生産量であり、ふき、こまつな、みつばなども上位に位置している。

また、ぶどうは全体で全国第7位、デラウェアに限れば、全国第3位である。

しゅんぎく（堺市、岸和田市、貝塚市）
 ふき（泉佐野市、泉南市、熊取町）
 ぶどう（羽曳野市、柏原市、太子町）

○野菜・果樹の生産量（全国ベスト10位以内のもの）（単位 t）

	第1位	第2位	第3位	4位以下
しゅんぎく	千葉県 4,700	大阪府 3,910		-
ふき	愛知県 5,180	群馬県 1,870	大阪府 984	-
こまつな	埼玉県 17,500	東京都 7,790	神奈川県 6,990	第8位 4,290
みつば	千葉県 2,960	愛知県 2,690	茨城県 1,770	第7位 655
実えんどう	和歌山県 2,708	鹿児島県 1,351	大阪府 259	
くわい	広島県 230	埼玉県 153	茨城県 17	第5位 8
た で	福岡県 165	静岡県 27	大阪府 10	-
なばな	千葉県 1,743	徳島県 911	香川県 730	第7位 135
ぶどう	山梨県 48,700	長野県 30,300	山形県 20,200	第7位 5,340
うち デラウェア (面積ha)	山形県 1,115.1	山梨県 685.0	大阪府 309.5	-
いちじく	愛知県 2,516	和歌山県 2,284	大阪府 1,511	

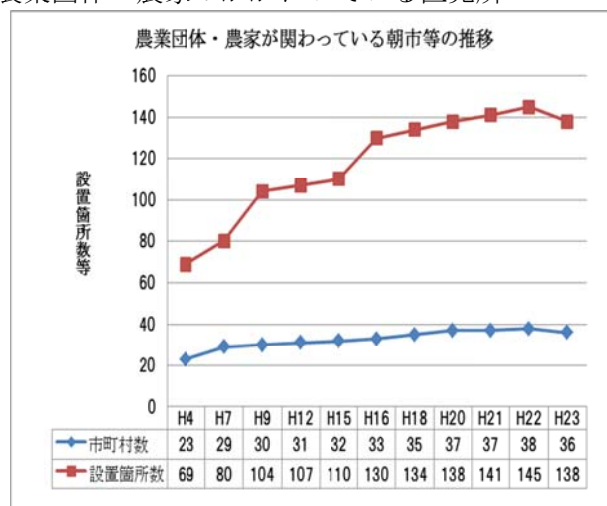
しゅんぎく、ふき、こまつな、みつば：農林水産省「野菜生産出荷統計」（平成24年産）、実えんどう、くわい、なばな、たで：農林水産省「地域特産野菜の生産状況」（平成22年産）、ぶどう：農林水産省「果樹生産出荷統計」（平成24年産）、デラウェア(面積)：農林水産省「特産果樹生産動態調査」（平成23年産）、いちじく：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」（平成23年産）

・直売所

量的なまとまりが少なく市場出荷が難しい農産物の販売先確保や地域農業の活性化を目的に府内各地で、朝市等が開設されている。新鮮でおいしい地場農産物を望む消費者ニーズとも合致し、ますます盛んとなっている。

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成23年
市町村数	31	32	35	37	36
設置箇所数	107	110	134	141	138

○農業団体・農家がかかわっている直売所



・大阪エコ農産物

農薬の使用回数・化学肥料の使用量が府内の標準の半分以下で栽培される農産物を、府が「大阪エコ農産物」として認証している。

平成13年12月の制度開始以来認証数は年々増加している

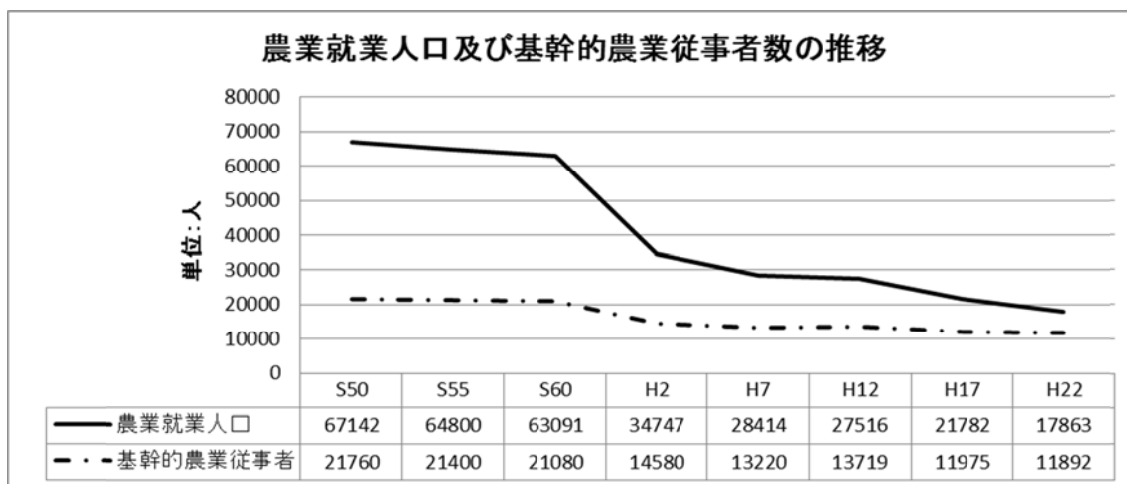
○大阪エコ農産物認証状況

	16年度	19年度	21年度	24年度
件数	1,205	2,444	3,059	3,853
生産者数	479	867	1,030	1,118
認証面積(ha)	230	375	457	505
取組市町村数	30	33	38	39

6 担い手
 (1) 農業従事者

○農業就業人口及び基幹的農業従事者数の推移

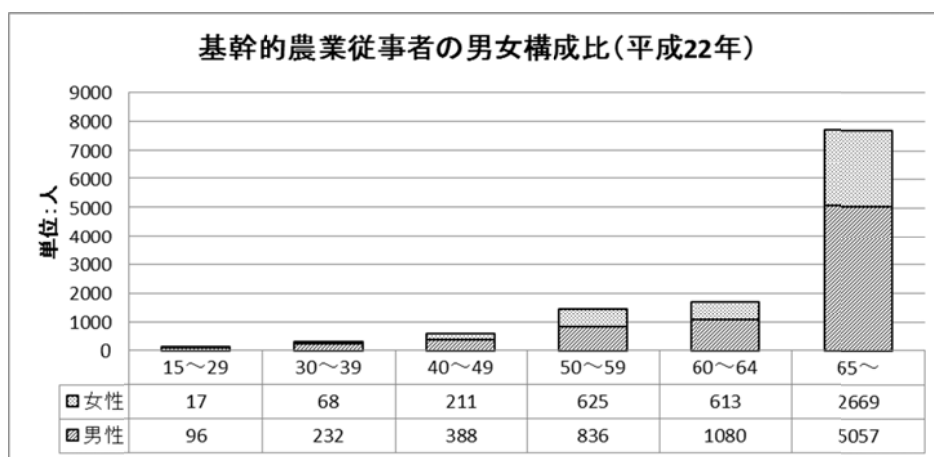
平成 22 年の農業就業人口は 17,863 人であり、このうち主力となる基幹的農業従事者は 11,892 人となっている。平成 2 年から平成 22 年までの 20 年間で農業就業人口が約 49%減少したのに対し、基幹的農業従事者は約 19%の減少に留まっている。



○男女別・年代別基幹的農業従事者数の推移

基幹的農業従事者は、60 歳以上が約 79%、65 歳以上が約 65%を占めており、全国（各約 74%、約 61%）より高齢化が進んでいる。特に男性において顕著であるが、元来、大阪の基幹的農業従事者の高齢者比率は高い。

世代別の増減傾向を見ると、50 代の減少が目立つ。平成 22 年の女性比率は約 35%となっており、全国の約 44%より低い。



(2010 年世界農林業センサス)

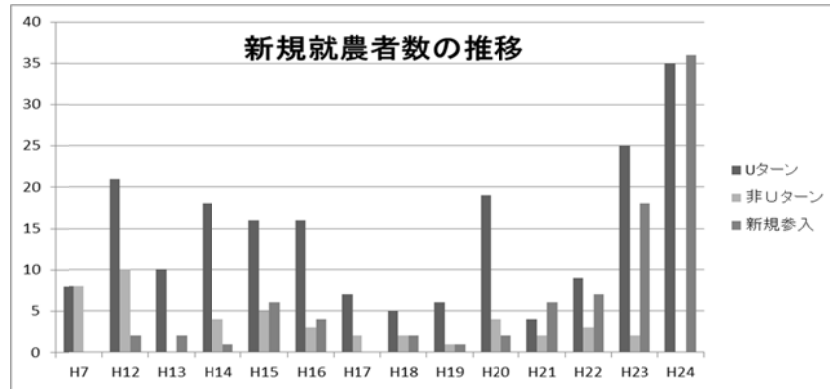
(2) 新規就農者

新規就農者については、平成7年頃までは10数名と低水準で推移していたが、平成24年には71名と大幅に増加した。この内、新規参入者は約半数を占めている。

青年農業者の推移を見ると、平成18年以降、200名前後で推移している。

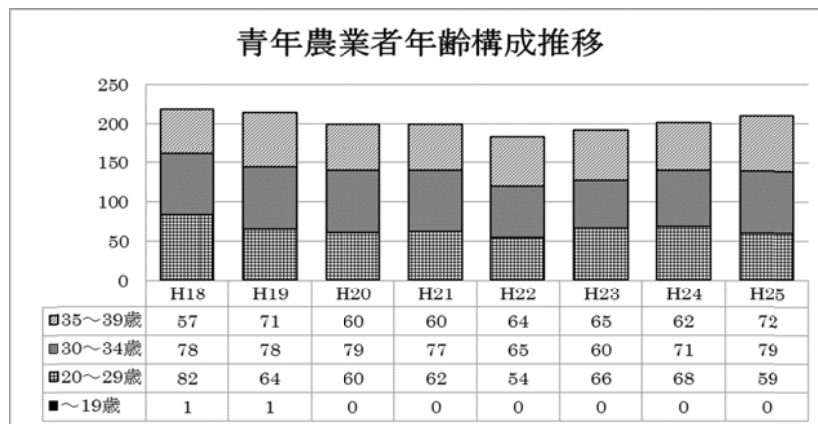
○大阪府における青年の就農状況

新規就農者



	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
Uターン	8	21	10	18	16	16	7	5	6	19	4	9	25	35
非Uターン	8	10	0	4	5	3	2	2	1	4	2	3	2	0
新規参入	0	2	2	1	6	4	0	2	1	2	6	7	18	36

青年農業者(40歳未満)



(3) 経営的に優れた農家

野菜、花き等の施設園芸を中心とした経営を行い、農業経営のみで独り立ちできる専業農家（農産物販売金額1,500万円以上）は、12,009経営体のうち177経営体（約1.5%）存在する。

また、各種施策等の支援を行うことにより、専業的農家を目標にできる農家（農産物販売金額300万円以上～1,500万円未満）は、1,342経営体（約11.2%）である。

(戸)

	300～700万円未満	700～1500万円未満	1500～2000万円未満	2000万円以上	計
稲作	25	8	0	1	34
野菜	415	259	45	42	761
果樹	193	94	10	2	299
花き・花木	138	63	12	18	231
畜産	12	17	4	34	67
その他	75	43	2	7	127
計	858	484	73	104	1,519

(2005 世界農林業センサス)

(4) 大阪版認定農業者

平成 20 年 4 月に大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例を施行し、農業生産の主力となる農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者に加え、多様な担い手の育成確保を図るため、小規模ながらも地産地消に取り組む農業者等を「大阪版認定農業者」として認定し、支援している。

平成 25 年 3 月末現在

大阪版認定農業者 (みなし認定を除く) 件 (人数)	認定タイプ別内訳					みなし認定 (国認定農業者) 経営体	認定合計 (みなし認定を含む) 件 (人数)
	大阪府認定 農業者	大阪府認定 地産地消 農業者	大阪府認定 エコ 農業者	大阪府認定 地域営農 組織	大阪府認定 農業支援 組織		
2,095 ∴(3,642)	288	1,601	923	19	19	1,090	3,185 ∴(4,732)

(注) 1 連名申請及び重複申請（認定タイプ別）があるため、認定件数（人数）と内訳は必ずしも一致しない

2 みなし認定数は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者数

第2章 基本方針

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 基本方向

大阪における農業・農空間は、新鮮で安心安全な農産物を提供するとともに、多様な公益的機能を発揮している。今後もこれらを守り育てるために、大阪の特長を活かし、農業者、農業団体をはじめ、広く府民が農業・農空間の重要性を認識し、一体となって農業の推進や農空間の保全活用に取り組む。

(1) 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

大阪府は平成20年4月に、基本理念及び大阪府独自の3つの具体的な制度を定めた、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（以下「府条例」という。）を施行した。

①基本条例

ア 目的

農業者をはじめとする都市農業の担い手を育成・確保し、農空間を保全・活用し、農産物の安全性を確保し、府民の健康的で快適な暮らしの実現及び安全で活気と魅力に満ちたまちづくりの推進に寄与する。

イ 基本理念

- ・都市農業及び農空間の有する公益的機能が十分発揮されるよう図られなければならない。
- ・府、農業者、農業団体、食品産業事業者、府民が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。
- ・都市農業及び農空間が府民に身近なものとして感じられ、まちづくりに活かされなければならない。

②制度条例

ア 大阪版認定農業者制度～都市農業の担い手の育成及び確保～

農業生産の主力となる農業者に加え、小規模であっても地産地消に貢献する農業者等を認定し、育成、支援することにより、府民へ新鮮で安全安心な農畜産物の安定的な供給を図る。

イ 農空間保全地域制度～農空間の保全と活用～

農空間の公益性を確保するため、保全すべき農地を明確化し、府民の幅広い参加による遊休農地の利用促進を図る。

ウ 農産物の安全安心確保制度～安全安心な農産物の生産及び供給～

農薬の適正使用について規定し、農産物の安全安心の確保に向けた取組みを一層推進することで、大阪産農産物は安心との消費者の信頼を得て大阪農業の発展を図る。

(2) 大阪府新農林水産業振興ビジョン

大阪府は平成14年3月に平成23年（2011年）を目標年次として、『府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造』を基本目標とした大阪府新農林水産業振興ビジョンを策定した。

その中で、基本目標を実現するために「共生と循環」、「蓄積活用と改革創造」、「協働と連携」、「ランドデザイン重視とシステム化」の4つの視点を踏まえ、大阪の農林水産業が果たすべき役割と取組みとして以下の6方向を示した。

①『大阪の彩りを創ろう』

：大阪の「みどり」について、その価値や必要性を踏まえ、大阪のまちづくりの中に位置づけ、適正な保全と活用に向けた取組みを進める。

②『大阪を食べよう』

：おいしく、安全で新鮮な食べ物を手軽に手に入れたいという府民のニーズと、生産した物を地元で安定的・効率的に供給することによって、府民の生活を豊かにし、自らも社会的責務を果たし、後継者の確保にもつなげたいという生産者や流通関係者の願いを結びつけることによって、大阪の農林水産業の活性化を図る取組みを進める。

③『大阪をたがやそう』

：農林水産業の担い手の高齢化や後継者不足という課題を少しでも解決するとともに、農林水産業に関わりたいという府民が手軽に参画できる状況をつくるため、農林水産業者と府民、行政、関係団体が協働・連携して、府民の農林水産業や自然資源の保全活動への参画を促進する。

④『大阪の資源を活かそう』

：「食とみどり」の領域において、多様な資源の循環利用や自然エネルギーへの転換を進めることにより、循環型社会づくりをリードする。

⑤『大阪を歩こう』

：「食とみどり」が有する各種資源のネットワーク化を図り、府民の生きがいや健康づくりに資するとともに、地域の活性化を図る。

⑥『大阪の食とみどりを学ぼう』

：「食とみどり」が有する多様な機能の発揮を通じ、子どもたちの健全な成長に積極的に関わる。

2 農業経営基盤強化の方針

こうした、府における農政の方向性を踏まえ、府内産農産物の地産地消運動や広範な耕作活動の展開等の推進を行っていくために、将来に渡って核となる優れた農業経営を行う経営体の確保・育成が不可欠である。

そのため、農業生産現場において他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、他産業並の年間所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営体（「個別経営体」及び「組織経営体」）の育成を目標とする。

年間農業所得	600万円以上（主たる従事者1人当たり）
年間総労働時間	2,000時間（主たる従事者1人当たり）

また、農業の産業としての規模を維持する主役を

- ア 既に効率的かつ安定的な農業経営体及び今後育成する同農業経営体
- イ 意欲的な農業者や農協等で組織された農作業受託組織あるいは集落営農組織
- ウ 農業参入を目指す都市住民や法人など地域の実態に応じた多様な担い手
- エ 兼業農家で意欲的な農業者

とし、ア及びイの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。さらに、ウについては農業への参入を支援し、ア及びイに続く”農業者”の育成を図る。

3 農業構造の展望

(1) 地域農業について

ア 農業振興地域内

- (ア) 優良な集団農地は「農用地区域」設定を行い、積極的な農業振興を行う。
- (イ) 食料供給基地としての役割を果たすため、「農用地区域」を中心に積極的な農業振興を行い、「個別経営体」及び「組織経営体」等への農地の集積等を行う。
- (ウ) 平成20年4月に施行した府条例に基づき、府民に新鮮で安全安心な農産物を供給するとともに多様な公益的機能を発揮している「農空間」を適正に保全・活用するため、多様な担い手の育成・確保の推進を図り農地の有効利用の促進や援農ボランティアやNPOとの協働等、府民参画型の農業育成を行う。

イ 農業振興地域以外

- (ア) 生産緑地地区について良好な営農環境が維持されるよう努める。
- (イ) 緑地としての機能等、農地の多面的な機能をより高度に発揮する政策を展開する。
- (ウ) 市街化調整区域における一定規模（5ha）の集団農地や隣接するため池、水路、農道等について、府条例に基づき、府民に新鮮で安全安心な農産物を供給するとともに多様な公益

的機能を発揮している「農空間」を適正に保全・活用するため、多様な担い手の育成・確保の推進を図り農地の有効利用の促進や援農ボランティアやNPOとの協働等、府民参画型の農業育成を行う。

(2) 担い手について

平成22年時点で農家26,360戸のうち、15,863戸が自給的農家である。また販売農家においても、10年後には昭和1桁世代の引退など農家数の大幅な減少が予想される。そのうち「個別経営体」及び「組織経営体」は野菜、花き、果樹、畜産を中心として約1,000経営体を含めた府条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等を合わせて約3,100件（新規就農者は54件/年）を確保し、新規就農者については生鮮農産物の重要な供給母体として育成することを目標とする。その際、生産効率を高めるために、「組織経営体」及び「個別経営体」、農協等の作業受託組織への機械作業の委託あるいは共同作業化を推進する。

また、自給的農家は生鮮農産物の供給体へ発展し得る農家であるとともに、営農を通じて「農空間」の保全に貢献するものとし、援農交流を積極的に推進する。農業参入に意欲のある都市住民からの新規就農者など都市住民も含めた多様な人々によって農地の多面的な機能を発揮できる取り組みを行い、地域資源として農地を捉え、その活用を図る。また、地域の話し合い活動を通じて、「組織経営体」及び「個別経営体」への作業の委託及び農地の流動化に貢献するものとして位置付ける。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

府下の広範な地域で都市化が進展し、農家1戸当たりの農地面積が少ない大阪で、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには、都市近郊の立地性や土地集約的な経営形態等、大阪の特徴を活かした取り組みが重要である。

そのため、家族経営を基本とする「個別経営体」を中心とした効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進するとともに、複数農家による協業あるいは共同経営についても、地域の実情を踏まえながら育成する必要がある。

これらの農業経営体を育成するためには、良好な生産環境を保つため、農地中間管理機構が行う事業を中心として面的にまとまった農地の利用集積を図る。また、高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市に立地することの優位性を活かした農業、観光農業、産地直売等を担う農業経営体の育成も重要であり、条件整備の推進が欠かせない。

そのためには、地域の自然的、社会的、経済的条件の違いを十分に踏まえた上で、地域の実情に則した農業経営の確立、農業構造計画の策定が必要であることから、府内を北部大阪、中部大阪、南河内、泉州の4地域に分け、それぞれの地域に合った効率的かつ安定的な農業経営体の営農類型を15～20頁に掲げる。

- (1) 北部大阪地域：おおむね淀川以北の地域（7市3町）
- (2) 中部大阪地域：おおむね淀川と大和川にはさまれた地域（11市）
- (3) 南河内地域：大和川以南のうち泉北丘陵以東の地域（6市2町1村）
- (4) 泉州地域：大和川以南のうち泉北丘陵以西の大阪湾に面した地域（9市4町）

1 営農類型ごとの経営規模の指標

(1) 北部大阪地域

中山間部においては、夏期の冷涼な気候を活かした果菜類や「能勢ぐり」等の伝統農産物、花き等を生産する特徴的な農業経営を育成するとともに、交流施設等を核とした農産物直売など都市住民のニーズに対応できる経営体を育成する。

さらに、府下でも面的にまとまった水稻栽培が行われており、大阪エコ農産物認証米等のブランド米等の生産を推進する他、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、

農業者の高齢化に伴う地域営農の担い手を育成する。

平坦部では、果菜類や軟弱野菜の栽培が行われているが、特に養液栽培や花壇苗栽培、観葉植物栽培等の企業的な農業経営を育成する。

また、伝統産業である植木生産については、消費者ニーズの変化に対応した農業経営の育成を図る。

畜産については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び堆肥の利用の促進に係る法律（以下「家畜排せつ物法」）」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。

（２）中部大阪地域

平坦部では、大阪しろな、こまつな、しゅんぎく、ねぎ等の軟弱野菜や葉ごぼう、えだまめ等の集約栽培による農業経営を育成する。

また、おおば等のいわゆる特殊野菜、くわい、れんこん等の特産野菜の栽培や養液栽培による農業経営も育成する。

さらに、消費者ニーズに則したきく等の切り花の栽培、花壇苗生産も推進する。

生駒山麓から中山間部にかけては、ぶどうの集約栽培による農業経営や観光農業、産地直売を取り入れた農業経営、切り枝花木等の花き栽培を中心とした農業経営を育成する。

水稻栽培については、れんげ栽培米等環境にやさしい米の生産等の他、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に伴う地域営農の担い手を育成する。

畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を育成する。

（３）南河内地域

中央の平坦部では、なす、きゅうり、いちご、軟弱野菜等の施設栽培、都市立地の優位性を活かせるいちじく栽培を進めるとともに、ブランド化、直売等の推進により付加価値の高い農業の育成を図る。

基盤整備実施地区では、土地利用型の野菜について機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営を育成する。

金剛山地山麓部では、ぶどうの施設栽培による農業経営、ぶどうやみかん狩り等の観光農業経営や産地直売を中心とした農業経営を育成する。さらに、都市住民との交流を基本とした農業経営の指導を推進する。

また、花きについては、庭園用樹の生産と合わせて、花壇苗や切り花生産による農業経営を育成する。

水稻栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に伴う地域営農の担い手を育成する。

畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。

（４）泉州地域

ねぎ、しゅんぎく等の軟弱野菜及び特産の水なすやふきの施設栽培による農業経営の育成を図るとともに、みつば、トマト等を中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営を育成する。

平坦部では、キャベツを中心とした土地利用型の野菜について、機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営を育成する。

花きについては、卸売市場の大規模化と消費者ニーズの双方に対応できる切り花、花壇苗、洋ラン生産を中心とした農業経営を育成する。

果樹は、主に中山間部を中心に、高品質みかん栽培や都市立地の優位性を活かせる完熟も栽培等による農業経営を育成する。

水稻栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に伴う地域営農の担い手を育成する。

畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を育成する。

さらに、市民農園や直売所等、都市住民との交流施設を核とした組織的経営の育成を図る。

個別経営体営農類型

No.	経営類型	規模実面積 (ha)		内容	労働力	所得 (万円)	地域				備考	
		露地	施設				北部	中部	南河内	泉州		
1	野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱 野菜経営Ⅰ)	0.95	0.65	0.3	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 80 a こまつな周年 ハウス 延べ 40 a ねぎ周年 40 a 水稲 25 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,800 (計) 7,800	600 [1,000]	○	○	○	○	自動袋詰め機
2	野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱 野菜経営Ⅱ)	0.55	0.35	0.2	しゅんぎく ハウス 延べ 80 a 葉ごぼう 15 a 水稲 20 a	(主) 2,000 (補) 500 (計) 2,500	640 [690]		○			
3	野菜専作Ⅱ (養液栽培 経営Ⅰ)	0.5	0.25	0.25	トマト(年間2作) 養液栽培 延べ 40 a 軟弱野菜 ハウス 延べ 20 a 水稲 25 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 900 (計) 6,900	690 [1,090]	○	○	○	○	
4	野菜専作Ⅱ (養液栽培 経営Ⅱ)	0.7	0.25	0.45	ミニトマト 養液栽培周年 20 a 軟弱野菜 ハウス 延べ 25 a 水稲 25 a	(主) 2,000 (補) 3,000 (計) 5,000	610 [910]	○	○	○	○	選果機
5	野菜専作Ⅱ (養液栽培 経営Ⅲ)	0.65	0.45	0.2	みつば 養液栽培 延べ 25 a 軟弱野菜 ハウス 延べ 60 a 水稲 20 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 3,100 (計) 9,100	600 [1,000]				○	
6	野菜専作Ⅲ (ハウス果菜 類経営Ⅰ)	0.77	0.3	0.47	半促成なす (3~7月どり) ハウス 30 a 抑制きゅうり (9~11月どり) ハウス 30 a 軟弱野菜 ハウス 延べ 30 a ずいき ハウス 10 a 水稲 30 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 3,000 (計) 9,000	470 [860]			○	○	
7	野菜専作Ⅲ (ハウス果菜 類経営Ⅱ)	0.67	0.3	0.37	半促成水なす (2~7月どり) ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 延べ 30 a ずいき ハウス 10 a 水稲 30 a	(主) 2,000 (補) 3,400 (計) 5,400	670 [1,010]				○	

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内容	労働力	所得 (万円)	地域				備考
		露地	施設					北部	中部	南河内	泉州	
8	野菜専作Ⅲ (ハウス果菜 類経営Ⅲ)	0.5	0.2	0.3	促成なす (10～6月どり) ハウス 30 a 水稲 20 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,500 (計) 7,500	530 [930]			○	○	
9	野菜専作Ⅳ (ハウス果菜 類経営Ⅳ)	0.6	0.3	0.3	いちご ハウス 延べ 60 a 水稲 30 a	(主) 2,000 (補) 2,500 (計) 4,500	580 [830]				○	
10	野菜専作Ⅴ (施設・露地 野菜経営Ⅰ)	1.8	1.4	0.4	ふき (10～5月どり) ハウス 40 a 冬キャベツ (1～3月どり) たまねぎ 10 a さといも 10 a 水稲 50 a	(主) 2,000 (補) 3,200 (計) 5,200	600 [930]				○	根掘り上げ機
11	野菜+水稲Ⅰ	2.1	2.1		冬キャベツ (1～3月どり) 80 a ねぎ周年 50 a ほうれんそう 40 a 水稲 130 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,900 (計) 7,900	650 [1,050]			○	○	
12	野菜+水稲Ⅱ	5.0	5.0		冬キャベツ (1～3月どり) 400 a さといも 100 a 水稲 150 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 700 (計) 6,700	600 [1,000]			○	○	キャベツ 200aは借地にて 作付。 標準小作料は 20,000円/10a
13	野菜+果樹	0.6	0.4	0.2	半促成なす (2～7月どり) 20 a しゅんぎく ハウス 延べ 20 a いちじく 10 a 水稲 30 a	(主) 2,000 (補) 3,000 (計) 5,000	700 [1,000]			○	○	
14	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3	トマト 雨よけ施設 20 a ほうれんそう 20 a しゅんぎく ハウス 20 a しいたけ(周年) 30 a 原木10,000本 水稲 30 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,500 (計) 7,500	530 [930]	○			○	
15	果樹専作Ⅰ (ハウスぶどう 経営Ⅰ)	1.5	0.2	1.3	ぶどう デラウェア 加温ハウス 超早期加温 30 a 普通加温 30 a 無加温ハウス 40 a 直売 20 a 大粒系 30 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (計) 6,000	420 [820]		○	○		

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内容	労働力	所得 (万円)	地域				備考
		露地	施設					北部	中部	南河内	泉州	
16	果樹専作I (ハウスぶどう 経営II)	1.5	0.2	1.3	ぶどう デラウェア 加温ハウス 超早期加温 30 a 普通加温 30 a 無加温ハウス 30 a 直売 20 a ピオーネ 無加温ハウス 40 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (計) 6,000	410 [810]		○	○		
17	果樹専作I (ハウスぶどう 経営III)	1.2		1.2	ぶどう デラウェア 加温ハウス 普通加温 30 a 巨峰 加温ハウス 50 a 無加温ハウス 40 a	(主) 2,000 (補) 3,000 (計) 5,000	520 [810]		○	○		
18	果樹専作I (ハウスぶどう 経営IV)	1.3	0.5	0.8	ぶどう デラウェア 加温ハウス 普通加温 20 a 無加温 30 a ピオーネ 無加温ハウス 30 a マスカットベリーA 露地 50 a	(主) 2,000 (補) 2,600 (計) 4,600	570 [830]		○	○		一部観光・直売
19	果樹専作II (もも・みかん 経営)	2.2	2.2		もも 50 a 温州みかん 極早生 40 a 早生 60 a 普通 70 a	(主) 2,000 (補) 3,600 (計) 5,600	480 [840]			○	○	自動式防除機
20	果樹専作III (多品目複合 経営)	1.85	1.45	0.4	もも 25 a ぶどう 巨峰 無加温ハウス 40 a かき 40 a 温州みかん 普通 80 a	(主) 2,000 (補) 3,300 (計) 5,300	610 [940]			○	○	自動式防除機
21	果樹+きのこ (くり・しいた け複合経営)	6.2	6.1	0.1	くり 400 a しいたけ(周年) 原木 10,000本 水稻 210 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 100 (計) 6,100	470 [870]	○				
22	果樹直売I (みかん直売 経営)	2.3	2.3		温州みかん 極早生 30 a 早生 100 a 普通 100 a	(主) 2,000 (補) 3,800 (計) 5,800	460 [840]			○	○	直売所

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内容	労働力	所得 (万円)	地域				備考	
		露地	施設					北部	中部	南河内	泉州		
23	果樹直売Ⅱ (多品目複合 直売経営)	1.0	0.6	0.4	いちじく 10 a ぶどう 大粒系 40 a デラウェア 20 a マスカットベリーA 30 a	(主) 2,000 (補) 1,500 (計) 3,500	730 [870]			○	○	直売所	
24	花き専作+ 水稲Ⅰ (きく専作 経営)	1.2	0.8	0.4	夏ぎくハウス 20 a 半覆照ぎくハウス 20 a 露地ぎく 40 a 水稲 40 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,600 (計) 7,600	610 [1,010]		○			○	
25	花き専作+ 水稲Ⅱ (切花専作 経営)	0.6	0.2	0.4	球根切花 ハウス 40 a 1,2年草切花 ハウス 40 a 水稲 20 a	(主) 2,000 (補) 2,100 (計) 4,100	600 [810]		○			○	
26	花き専作+ 水稲Ⅲ (鉢物専作 経営)	0.6	0.2	0.4	洋ランハウス デンドロビウム または鉢物 40 a 水稲 20 a	(主) 2,000 (補) 2,000 (計) 4,000	620 [820]		○			○	一部貸鉢(観葉植 物)を含む
27	花き専作+ 水稲Ⅳ (苗物専作 経営)	0.7	0.5	0.2	花壇苗 ハウス 延べ 60 a 露地 延べ 20 a 水稲 40 a	(主) 2,000 (補) 3,300 (計) 5,300	610 [940]	○	○	○	○		
28	花き専作+ 水稲Ⅴ (植木専作 経営)	2.8	2.8		植木 (ビャクシン、さ つき等) 210 a 水稲 70 a	(主) 2,000 (補) 700 (計) 2,700	600 [670]	○			○		
29	花き専作+ 水稲Ⅵ (切花花木 経営)	1.75	1.75		切り花花木 70 a 夏秋ぎく 20 a 秋ぎく 40 a 水稲 65 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 700 (計) 6,700	600 [1,000]	○	○	○	○		
30	水稲作業受託	5.0	5.0		水稲 5ha 水稲小規模作業受託 25ha	(主) 2,000 (補) 2,550 (計) 4,550	880 [1,140]	○	○	○	○	ほ場整備 ライセンスター 整備 農地の集積 機械倉庫	
31	環境保全型農業	0.6	0.3	0.3	環境保全型農業 トマト(半促成) 30 a こまつな 60 a ほうれんそう 30 a 水稲 30 a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 900 (計) 6,900	640 [1,040]	○	○	○	○	生物農業 寒冷紗被覆 有機質資材 近紫外線カット フィルム	
32	環境保全型農業 Ⅱ	0.4	0.2	0.2	環境保全型農業 しゅんぎく 80 a 大阪しろな 80 a 水稲 20 a	(主) 2,000 (補) 2,750 (計) 4,750	640 [910]	○	○	○	○	生物農業 寒冷紗被覆 有機質資材 近紫外線カット フィルム	

No.	経営類型	規模実面積 (ha)		内容	労働力	所得 (万円)	地域				備考	
		露地	施設				北部	中部	南河内	泉州		
33	酪農	0.15	0.04	0.11	乳牛 (経産牛) 50頭 (育成牛) 10頭	(主) 2,000 (補) 1,500 (雇) 1,500 (計) 5,000	730	○	○	○	○	牛舎 600㎡ 牛糞処理施設 450㎡ 搾乳機器一式
34	酪農+肉用牛 肥育	0.2	0.07	0.13	乳牛 (経産牛) 40頭 (育成牛) 5頭 肉用牛 30頭	(主) 2,000 (補) 1,500 (雇) 1,500 (計) 5,000	710	○	○	○	○	牛舎 750㎡ 牛糞処理施設 500㎡ 搾乳機器一式
35	肉用牛肥育	0.2	0.05	0.15	肉用牛 (乳用種) 150頭	(主) 2,000 (補) 500 (雇) 500 (計) 3,000	630	○	○	○	○	牛舎 1,200㎡ 牛糞処理施設 300㎡
36	養豚(肥育)	0.2	0.05	0.15	肥育豚 800頭	(主) 2,000 (補) 500 (雇) 500 (計) 3,000	680		○		○	豚舎 900㎡ 発酵型豚糞処理 施設
37	養鶏	0.1	0.02	0.08	採卵鶏 5,000羽 育成鶏 2,000羽	(主) 2,000 (補) 2,000 (計) 4,000	707	○	○	○	○	鶏舎 650㎡ 自動集卵装置 発酵型鶏糞処理 施設

(注1) 所得の項目において [] の数字については、補助労働を含めた農家所得の合計である。

(注2) 労働力は家族労働として主たる経営者1名と専従者2名を想定した。専従者は一人当たり年間2000時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労働で確保した。時期・季節に伴う労働力の調整については、特に配慮していな

組織経営体営農類型

No.	経営類型	規模実面積 (ha)		内容	労働力	所得 (万円)	地域				備考	
		露地	施設				北部	中部	南河内	泉州		
1	観光農業Ⅰ	2.8	2.8		みかん狩り・直売 250a さつまいも掘り 30a	構成員 5 (主) 2 (補) 3	1,950	○	○	○	○	
2	観光農業Ⅱ	4.0	4.0		みかん狩り・直売 100a ぶどう狩り・直売 300a	構成員 10 (主) 3 (補) 7	3,170	○	○	○	○	
3	観光農業Ⅲ	3.0	2.5	0.5	ぶどう ピオーネ 雨よけハウス 30a いちご 無加温ハウス 20a 花摘み園 延べ 60a さつまいも掘り 10a 貸し農園 160区画 直売所 1棟	構成員 20 (主) 3 (補) 17	3,050	○	○	○	○	
4	花き専作	1.7		1.7	球根切花 ハウス 延べ 110a 一二年草 ハウス 延べ 60a 洋ラン ハウス 80a	構成員 4 (主) 3 (補) 1 [(雇) 20]	4,300				○	
5	野菜・花壇苗 生産	0.5		0.5	野菜類苗 (なす、トマト等) 130万鉢 花壇苗(草花) 70万鉢	構成員 5 (主) 3 (補) 2 [(雇) 2]	2,340	○	○	○	○	
6	水稻(作業受託)	55.0	55.0		水稻 5ha 水稻作業受託 50ha	構成員 6 (主) 2 (補) 4 [(雇) 6]	3,490	○	○	○	○	
7	大規模施設野菜	1.5		1.5	半促成なす 1.5ha 抑制きゅうり 1.5ha	構成員 4 (主) 1 (補) 3 [(雇) 20]	6,540			○		すべて借地と仮定した。 標準小作料は 20,000円/10a
8	大規模露地野菜	10	10		冬キャベツ 9ha たまねぎ 1ha さといも 1ha 水稻 9ha	構成員 3 (主) 1 (補) 2 [(雇) 2]	2,620			○	○	すべて借地と仮定した。 標準小作料は 20,000円/10a

(注1) 所得には構成員賃金及び雇用労賃を含んでいる。

(注2) No. 8, 9の経営類型の構成員は、家族経営体(主たる経営者1名と補助従事者2～3名)を想定

(注3) 専従者は一人当たり年間2000時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労力で確保した。

時期・季節に伴う労働力の調整については特記配慮していない。

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

(1) 生産方式

・水稲

共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託組織等の育成により生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。

また、消費者ニーズに対応した良食味米や減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。

・野菜

多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、契約取引向け生産、高付加価値型生産及び直売等を推進する。特に、キャベツ、たまねぎ等土地利用型の野菜は、機械化等による低コスト生産や規模拡大を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化を図り、品質の向上や栽培期間の延長等を進める。

併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業を推進し、高付加価値型生産に努める。

・果樹

施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の選抜・普及、新しい剪定技術や整枝法の導入による省力化と労力分散を進める。

また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料等の適正使用の徹底を進めるほか天敵等の積極的な利用を進める。

さらに、直売（地産地消）を推進するため、多品目少量生産を目的とした効率的な生産方式を図る。

・花き

多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、大規模化した卸売市場に対応するため、引き続き共選共販を進める。

また、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化を図る。さらに、フェロモン剤等の利用による薬剤散布の低減等、環境保全型農業の推進に向けた技術体系を確立する。

・畜産

ミルクパラーやキャリーロボ等の近代的な飼養管理施設の導入により、省力化・合理化を図るとともに、環境保全や家畜の衛生管理に配慮し、安全・安心な畜産物の生産を推進する。

また、牛群検定実施農家の成績をもとにした府内全域の乳用牛の改良に努めるとともに、漬け梅等の食品リサイクル飼料の活用による大阪ウメビーフ等の推進を図る。

・観光農業

消費者ニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進める。

また、農業公園や直売施設、市民農園等、他の観光施設との広域的な連携を進め、一体となった集客対策を推進する。

・大阪エコ農産物認証制度にもとづく農産物生産

農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 土地基盤

地域の条件を活かすとともに、多様なニーズに対応して、効率的な機械化作業体系の導入のためのほ場整備や、良好な農業用水の供給、効率的な管理輸送のための農道整備など、土地基盤を整備する。

(3) 供給方式

「なにわ特産品」をはじめ、「なにわの伝統野菜」などの府内産農産物を「大阪産(もん)」として広くPRするなど府内産農産物のブランド化を進めるとともに、府内の野菜産地の育成や府民の食生活の安定化を図る野菜価格安定対策を引き続き推進する。

また、府民の食に対する多様なニーズを重視し、従来から行われてきた契約栽培や産地直売に加えて、IT技術を活用した生産者と需要者との電子取引や都市住民が生産に参画した契約生産等、多様な供給方式を促進する。

(4) 経営管理の方法

簿記帳の普及を引き続き進めるとともに、記帳データに基づく経営分析等を通じ、経営の合理化、健全化を進める。また、パソコン等の情報機器の活用による情報収集能力を高める。さらに、労務管理能力の向上等を進め、一定要件を備えた経営体については法人化を推進する。

(5) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、シルバー人材センターの活用や酪農ヘルパー制度等の雇用確保体制の充実を図るとともに、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を進め、快適な労働環境の整備を支援する。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用に努める。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本方針第2章第1の2に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得250万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本方針第2章第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本方針第2章第2の2に準ずるとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（農業経営体）を含めた府条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等が利用する農用地の府内農用地に占める面積シェアの目標は概ね25%程度とする。

この目標を達成するため、農用地の有効利用をめぐる地域での対話を深めるなど、各種啓発に努めるとともに、農地中間管理機構が行う事業等、農地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、地域の意向に則した農地の流動化を促進していく。

なお、面的集積についての目標については、農用地が必ずしも面的集積されていない現状を踏まえ、府内市町村に農地利用集積円滑化団体の設置を促進し、利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2に示す効率的かつ安定的な経営の育成と主要作業の委託や共同化による地域農業の育成による農業構造の実現、並びに、これらを担う経営体が農用地利用に占める面積シェアの目標の達成を図るため、関係機関、団体等の協力のもとにこの事業に取り組む。

府では、農家1戸当たりの所有農地面積が少ないうえに、農地の資産価値が高く、農地の流動化はほとんど進んでいない。また、府内の効率的かつ安定的な農業経営体の多くは、比較的規模の小さい農地で集約的な農業経営を行っている。

そのため、第2に示す営農類型の多くを占める野菜、花き等を中心とした施設園芸を主体とした経営は、あまり多くの農用地を必要としないものとなっており、これらの経営体に対する農地流動化量は比較的少ない。しかし、中山間部に多い水稻を中心とした農業経営や泉州地域に多い野菜や花きの大規模露地栽培による経営、観光農業等については、規模拡大が重要な要件であり、農地流動化のより積極的な取り組みが必要となっている。

そこで、農地中間管理機構が行う事業等、農地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、農業経営基盤の強化の促進を図る。また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営の改善を計画的に図ろうとする農業者には、農地の利用集積や作業受委託を推進するとともに、経営管理の合理化や農業生産基盤の整備を図るため、市町村において農業経営改善計画認定制度の推進を行う。

(1) 利用権設定等促進事業及び農用地利用改善事業

地域の特性に応じた営農類型の確立を目指し、大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域の農業の発展が図られるよう農作業受委託をも含めた形で適切な運用を行う。

特に、水稻については、生産組織等の育成を図りつつ農作業受委託を中心に大規模化を推進し、関係者の合意のもとに地区内の農用地の有効利用を図る。

なお、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者（一般法人等）である場合には、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設に関する取決めの遵守、鳥獣害被害対策への協力など、その者には地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行う責務があることに留意するものとする。また、農地所有適格法人が所有権の移転を受ける場合には、当該農地所有適格法人の効率的かつ安定的な経営に資するようにするものとし、農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。

(2) 農地中間管理機構の事業の特例

認定農業者等を中心とする規模拡大を希望する者に、農地を集積するため、地域の実情に応じて、次の事業を推進する。また、事業の推進に当たっては、市町村における農地利用集積円滑化団体との連携を図るものとする。

- ① 農用地等を買入れて、当該農用地を売渡し、交換し、または貸し付ける事業（農地売買等事業）
- ② 農地の売渡信託を委託した農業者に農地の評価額の一定割合を無利子で貸し付ける事業（農地売渡信託等事業）
- ③ 農地中間管理機構が経営改善計画の認定を受けた農地所有適格法人に農地の現物出資あるいは金銭出資を行い、自己資本充実と経営規模拡大を支援する事業（農地所有適格法人出資育成事業）
- ④ 農地中間管理機構の保有農地を利用して新規就農者に対して基本的な技術・経営指導

等の研修を行う事業（研修等事業）

（３）農地所有適格法人の設立・運営に対する指導強化

農地所有適格法人の設立・運営に当たって、府農と緑の総合事務所農の普及課及び（一社）大阪府農業会議等

は、農業者の農業経営改善計画の作成及びその達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事態様の改善のための研修を行うとともに、農協職員等経営の指導を担当する者の養成等を推進する。

（４）生産基盤の整備、農作業受委託制度の整備

農作業受委託等の総合的な推進を図るため、必要に応じて、ほ場の大区画化の推進など農作業の省力化に重点を置いた基盤整備を行うとともに、農地所有適格法人、認定農業者、集落、農業協同組合等、農業者の意向や地域の実情に応じ、様々な形態の農作業受委託を推進する。

２ その他農業経営基盤強化に関する事業の実施についての基本的事項

土地基盤の整備や生産施設等の整備等については、農業振興地域や府条例に基づく農空間保全地域等を中心に行うものとする。

また、効率的かつ安定的な農業経営の確立に必要なヘルパーやパート雇用者等の農業従事者の養成、確保を促進するための制度や契約栽培、産地直売等の新たな農産物の供給方式を創設する事業については、農業者の意向、地域の実情に則したものとする。

３ 府域で農地中間管理機構の事業の特例を行う法人に関する事項

農業経営基盤強化促進法第７条第１項に定める農地中間管理機構の事業の特例を行う法人は、（一財）大阪府みどり公社とする。この公社は、市町村における農地利用集積円滑化団体との連携を図りつつ、府内一円を対象とし、１に掲げる農地中間管理機構の事業の特例を実施する。

４ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

（１）農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針

農地の利用集積を進める上で農地の効率的な利用に向け、市町村の区域（市街化区域を除く。）を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を適切に実施するものとする。

また、基本構想を策定している市町村において農地利用集積円滑化事業が実施されるように、市町村に対し、市町村基本構想への位置づけ、農地利用集積円滑化団体の選定等について必要な助言・支援等を行う。

（２）関係機関及び関係団体との連携の確保

府は、農地中間管理機構との役割分担に配慮しつつ、（一社）大阪府農業会議、府農業協同組合中央会等府内の関係機関及び関係団体相互に十分な連携を図り、農地利用集積円滑化事業の促進に努める。

第３章 推進のために

この基本方針は、効率的かつ安定的な農業経営体の育成のあり方について考え方を示したものである。また、同和地区の農業については、大阪府同和对策審議会答申（平成１３年９月）を踏まえ、同和問題解決の視点からも、各種施策を適切に活用する必要がある。

この基本方針のもとに農業経営基盤強化促進のための事業を推進していくに当たっては、今後とも国、府、市町村、関係機関、団体等が連携を密に図り、以下に示すそれぞれの役割を十分に認識し、果たすことが必要である。

1 大阪府

府は、市町村における農業経営改善計画認定制度の効果的な推進を図るため、市町村、農業関係機関、団体、農業者に積極的に情報の提供を行うとともに、経営改善を支援するため、関係部局間の連携を密にし、関連政策を効率的に講じるものとし、その際、大阪では多様な農業経営体の設立が予期されるため、府の支援策も、それぞれの農業経営体の要望に応えることのできるきめ細かなものとする。

また、府民の多様なニーズや農林水産業者のニーズを結びつけ、生産者にとって新たなビジネスチャンスとするためにインターネットを活用した広範な情報提供システムの構築の一環としてポータルサイトを設置するとともに、認定農業者への技術、経営情報の発信に努める。

また、試験研究機関においては、これらの農業経営体が必要とする技術や機械、施設の開発に重点を置くものとし、府農と緑の総合事務所農の普及課は、農業経営体と試験研究機関とを繋ぐ重要な機関として、開発された技術等の普及に努めるとともに、農業経営体の育成に当たって、国や市町村、農業関係機関、団体等と密接に連携し、積極的な指導、支援を行うものとする。

2 市町村

市町村は、地域農業再編の推進主体であることから、当該市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、効率的かつ安定的な農業経営体を含む府条例に基づく大阪版認定農業者及び認定就農者の育成に積極的に取り組み、これらへの農地の利用集積を推進するため、「人・農地プラン」の策定、見直しや農地利用集積円滑化団体の設置を図るものとする。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を支援するため、国の青年就農給付金、青年等就農資金を積極的に活用する。

3 関係機関及び団体

(一財)大阪府みどり公社は、農地中間管理機構事業を実施するとともに、農地利用集積円滑化事業が円滑に実施できるよう、これまで蓄積された農地の貸借のノウハウを活用して、市町村及び農地利用集積円滑化団体に対し、助言・協力を行う。

(一社)大阪府農業会議は、府担い手育成総合支援協議会の事務局として経営対策関係の指導的役割を果たしているが、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進を図るため、今後も市町村担い手育成総合支援協議会、農業委員会等に対し適切な指導を積極的に行うものとする。また、農地所有適格法人の設立・運営に関する指導機関として、農業者等に対し積極的な指導を行うものとする。

府農業協同組合中央会は、この基本方針に基づいて行われる各地域での農業経営基盤強化の促進がより効率的に推進されるよう、農業協同組合に対して指導を行うものとする。

環境農林水産部農政室 平成28年4月
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 / TEL 06 (6941) 0351